

法令遵守の体制について

この体制は今後の業務を行うにあたり、過去の経験を踏まえ、今後は介護給付費等に関する事業を行うことを禁止すると共に、特に注意を必要とする事項について基本的な法令順守の方向性を示すものとする。また、法令の遵守については相互のチェックを行うとともに、ここに記述されていない問題や自分ひとりでは解決や判断が難しい問題についても相互に相談するよう心掛けるものとする。

1. 基本原則

- 1) 私たちは法人の担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な法人運営を行います。
- 2) 私たちは法令とその精神をも遵守します。
- 3) 私たちは自己責任原則を基本として、公正公平な法人運営を展開します。
- 4) 私たちはご利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な法人運営を展開します。
- 5) 私たちはご利用者をはじめ、法人職員を含むその他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- 6) 私たちは社会に貢献し、地域の未来がより豊かで公正であるよう尽力します。
- 7) 私たちは利益が理念遂行のための手段であると認識します。
- 8) 私たちは利益と倫理が相反する場合は、迷わず倫理を選択します。
- 9) 私たちは暴力や圧力については、断固とした態度で臨みます。

2. 法令遵守について

- 1) 職員は互いにその行動の正しさを確認しあいながら法令遵守のための啓発活動を行い、組織の中から上がってくる声を取り上げ、問題是正を行います。
- 2) 各職員が法令を遵守しているかどうか、組織としての行動が法令を遵守しているかを職員の誰もがチェックする権限を有し、違反行動を未然に防止します。

3. 行動規範について

- 1) 職員は職務を通じて知りえた情報を、本人やご家族の同意なしに正当な理由なく他に漏らしてはなりません。なお、この守秘義務は退職などによって職場を離れた場合においても継続します。

2) 事業サービスを提供するにあたっては、利用者にとっての必要性、経済能力なども考慮しながら、適切なサービスを提供することを目的とした説明を行います。

3) 職員は、品質、サービスの内容、価格、過去の実績、信頼度等を総合的に判断し、それに基づいて取引先を決定しなければなりません。そのため、取引業者から金品や接待を受けてはならない。また、必要に応じて入札、複数社からの相見積もりを取るなどの措置をとり、その取引の公正性を保持します。

4) 自己の立場を利用して、たとえ間接的な表現であっても取引先に金品や接待を求めてはなりません。なお、許容範囲にあると思われる行為でも、それが第三者の目には不自然な行為に映る場合もありますので、注意を怠らないように配慮します。

2021年1月12日から施行する。